

発行/伊勢原市 編集/広報戦略課
〒259-1188 伊勢原市田中348番地
☎0463-94-4711(代)
FAX 0463-93-2689



伊勢原市
【いせはら 暮らし安心メール】の
配信登録や閲覧は、市ホームページから



伊勢原市は令和3年3月1日に
市制施行50周年を迎えます

人口と世帯 ●人口102,121(-48) ●世帯数46,109(-5) 7月1日現在()は前月比 発行部数/39,700部

市職員を募集します

受験希望者は、受験案内を確認の上、申込書に記入し郵送で担当に提出してください。受験案内や申込書は市ホームページ「職員採用」から入手できます。

受付期間 7月15日(水)～31日(金)
※消印有効

今後募集する職種は、広報や市ホームページに随時掲載します。

■事務(令和3年4月採用)

| 職種 | 受験資格 | 募集人数 |
|------------|--|------|
| 事務(上級) | 平成7年4月2日から11年4月1日までに生まれた人 | 若干名 |
| 事務[福祉](上級) | 平成2年4月2日から11年4月1日までに生まれた人で、社会福祉主事の任用資格を有する人(令和3年3月末取得見込みを含む) | 若干名 |

■育児休業代替任期付職員

採用時期や任用期間は、職員の育児休業の取得状況により決定します。

| 職種 | 受験資格 | 募集人数 |
|-----|-------------|------|
| 保健師 | 保健師の資格を有する人 | 1人 |

※各職種とも地方公務員法第16条(欠格事項)に該当する人は受験できません
☎職員課 94-4873

令和元年度 情報公開制度・個人情報保護制度の運用状況

情報公開制度

市政に対する理解と信頼を深めてもらうことを目的に、行政文書の公開を行っています。元年度は95件の情報公開請求がありました(表1)。

また、市政の透明性の向上、市民との協働の推進を目的に審議会などの会議公開、委員の公募などを実施しました(表2)。原則公開の会議は56回開催し、このうち非公開とした会議はありません。

個人情報保護制度

個人の権利や利益の侵害を防止し、公正で民主的な市政を推進するため市が保有する個人情報の適正な取り扱いについて、一定のルールの下、個人情報の開示や訂正などを求めることができます。

元年度は16件の開示請求があり、処理結果は全部開示が6件、一部開示が8件、不存在が6件でした※うち4件は1件の請求に対して2種類の決定をしています

個人情報取扱事務登録状況

市が取り扱った元年度の個人情報取扱事務の登録件数は、679件です(表3)。登録した事務の内容について個人情報事務登録簿を作成しており、市役所1階の市政情報コーナーで閲覧できます。

表1 情報公開請求処理状況

| 決定内容 | 件数 |
|-------|-----|
| 全部公開 | 64件 |
| 一部公開 | 21件 |
| 非公開 | 0件 |
| 取り下げ | 7件 |
| 文書不存在 | 3件 |
| 合計 | 95件 |

表2 審議会などの会議運用状況

| 原則公開会議の開催状況 | |
|---------------|-------|
| 開催総数 | 56回 |
| 公開した会議の傍聴者の状況 | |
| 傍聴者有会議回数(A) | 1回 |
| 延べ傍聴者数(B) | 1人 |
| 平均傍聴者数(B/A) | 1.0人 |
| 委員公募の状況 | |
| 公募を実施した審議会数 | 6回 |
| 委員総数(A) | 65人 |
| 募集者総数 | 11人 |
| 応募者総数 | 22人 |
| 公募による委員数(B) | 11人 |
| 公募委員の割合(B/A) | 16.9% |

表3 個人情報取扱事務登録件数

| 実施機関の名称 | 件数 |
|-------------|------|
| 市長(市長部局) | 521件 |
| 教育委員会 | 135件 |
| 選挙管理委員会 | 11件 |
| 監査委員 | 2件 |
| 農業委員会 | 6件 |
| 固定資産評価審査委員会 | 0件 |
| 議会 | 4件 |
| 合計 | 679件 |

☎文書法制課 94-4867

行財政改革推進委員会委員を募集

行財政改革の取組状況を点検し、運営上の課題と対応について意見を述べていただきます。他の審議会などの委員である人は応募できません。
応募資格 市内在住で20歳以上の人(令和2年9月1日現在)

募集人数 1人
任期 2年
報酬 会議1回につき5400円(年4回程度開催)

応募方法 小論文「伊勢原の行財政改革について」(400字以内)に住所、氏名、年齢、電話番号を明記し、郵送(〒259-1188※住所欄の記入は不要)かファクシミリ、電子メールで担当にご提出ください

締め切り 7月27日(月)※消印有効
選考方法 書類審査と面接
☎経営企画課 94-4846 ☎93-2689
✉kikaku@isehara-city.jp

国民健康保険・後期高齢者医療制度加入者へ

医療費などが軽減されます

医療費の窓口負担が軽減されます

入院などで医療費が高額になった場合に、次の手続きをすると支払額が高額療養費の自己負担限度額までとなります※差額ベッド代などの保険適用外分は除きます

70歳未満の人

市へ「国民健康保険限度額適用認定証」の交付を申請し、医療機関に提出してください。

70歳以上75歳未満の人

住民税非課税世帯の人は「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」、現役並み所得者(一部負担金の割合が3割の人)で課税所得が690万円未満の人は「限度額適用認定証」の交付を市へ申請し、保険証兼高齢受給者証と一緒に医療機関へ提出してください。

75歳以上の人

住民税非課税世帯の人は「後期高

齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」、現役並み所得者(一部負担金の割合が3割の人)で課税所得が690万円未満の人は「後期高齢者医療限度額適用認定証」の交付を市へ申請し、医療機関に提出してください。なお、既に認定証の交付を受けている人で引き続き要件を満たす場合は、令和3年7月31日まで有効な認定証を7月下旬に送付します。

申請に必要なもの

- ◇国民健康保険の保険証か後期高齢者医療の保険証
- ◇印鑑
- ◇マイナンバーの記載がある書類
- ◇窓口に来る人の本人確認書類
- ※認定証は申請月の1日(月の途中から加入した人は加入日)から適用されます

入院時の食事代が軽減されます

住民税非課税世帯の人が入院した場合に「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関に提示すると、食事代の負担額が軽減されます。また認定証の交付前に食事代を支払った場合でも、差額の支給申請ができます。詳しくは担当にお問い合わせください。

減額申請・更新に必要なもの

- ①国民健康保険の保険証か後期高齢者医療の保険証
- ②印鑑
- ③マイナンバーの記載がある書類
- ④窓口に来る人の本人確認書類
- ⑤右表「ウ」の対象者は、過去1年間の入院日数が分かる書類(領収書や入院期間証明書)

※国民健康保険加入者で令和2年1月

2日以降に転入した場合は、2年度非課税証明書が必要です

食事代差額申請に必要なもの

- ◇前記の①～⑤
- ◇入院時の領収書
- ◇本人名義の口座番号が分かるもの
- ※国民健康保険加入者は世帯主名義

入院時食事代(1食あたり)

| 対象者 | 負担額 |
|--|-------|
| ア 住民税課税世帯(イ～エ以外の人) | 460円* |
| イ 住民税非課税世帯 過去1年の入院日数が90日以下の人 | 210円 |
| ウ 住民税非課税世帯 過去1年の入院日数が90日を超える人 | 160円 |
| エ 住民税非課税世帯で所得が0円(年金所得は控除額を80万円として計算)となる70歳以上の人 | 100円 |

*指定難病患者、小児慢性特定疾病患者は260円

☎保険年金課 94-4728(国民健康保険)
94-4521(後期高齢者医療制度)